5　４の方策に係る収入及び支出に関する計画

（単位：百万円）

	25年度決算	26年度決算
経常収益	896	1,351
経常費用	1,053	1,048
他会計繰入金	116	817

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し

（単位：％）

	25年度決算	26年度決算
資金不足比率	36.0	―

7　その他経営の健全化に必要な事項

・民間活力導入による新たな経営形態への移行により、着実な経営改善を図っていく。

二　健全化法第二十四条において準用する健全化法第五条第三項において準用する同条第二項の規定による報告の概要

山口県　下関市　臨海土地造成事業特別会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因：変更前と同じ

・造成地の売却遅延による借入金の償還財源不足

・地価の下落による土地収入見込額の減

2　計画期間：以下のとおり変更（下線部）

平成23年度から平成30年度まで8年間

3　経営の健全化の基本方針：以下のとおり変更（下線部）

・造成地の整備を行い、売却及び貸付並びに基金からの借入金により資金不足の解消を図る。

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策：以下のとおり変更（下線部）

・造成地（消防庁舎建設用地、海響館バス駐車場用地）の一般会計への売却

・造成地（臨港道路用地）の港湾会計への売却

・造成地（アミューズメント施設用地、飲食店用地、海響館臨時駐車場用地）の貸付

・基金からの資金借入

・起債残高の繰上償還

・造成地（新港地区・長州出島）の整備

5　４の方策に係る収入及び支出に関する計画：以下のとおり変更（下線部）

（単位：百万円）

項目	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算
土地売却収入		480	145	34					
土地貸付料収入	66	75	92	89	81	82	82	82	82
基金からの借入金			530	200	200				
市　債						900	840	730	530
造成費						900	840	730	530
公債費	210	200	714				7	16	23

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し：以下のとおり変更（下線部）

（単位：％）

項目	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算
資金不足比率	25.8	26.8	57.8	55.8	54.5	44.0	27.6	24.5	―

7　その他経営の健全化に必要な事項：以下のとおり変更（下線部）

・平成31年度以降、土地の売却収入及び貸付料を財源に資金不足比率が経営健全化基準を超えない範囲で基金からの借入金を返済していく。

・ホームページに売却用地の情報を掲載するとともに、企業誘致の観点から部局間で連携し、積極的な販売促進活動を行い、造成地の早期売却に取り組む。

・経営健全化計画の実施状況をホームページで公表する。

○農林水産省告示第二千五百九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、ミカンコミバエ種群の緊急防除に関し、次のように告示する。

平成二十七年十一月十三日　農林水産大臣　森山　裕

一　防除を行う区域　鹿児島県奄美市並びに大島郡宇検村、瀬戸内町、龍郷町及び大和村の区域（以下「防除区域」という。）

二　防除を行う期間　平成二十七年十二月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

三　有害動物の種類　ミカンコミバエ種群

四　防除の内容

（一）　ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令（平成二十七年農林水産省令第八十号）第三条第一項の定めるところにより、防除区域内に存在するかんきつ類、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、ごれんし、さくろ、サントール、すもも、たいくいようぐるみ、テトラクトミア・マンニュス、てりはばく、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、パパイヤ、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゅ、ぶどう、もも、ももたまな、やまもも、ランブータン、りゅうがん、りんご、れいし、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、コーヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめん属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物、ふくぎ属植物、ふともも属植物、マンゴウ属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物若しくはあかてつ科植物の生果実又は成熟したバナナの生果実（以下「かんきつ類等の生果実」と総称する。）及びその容器包装について、植物防疫官がその行う検査の結果ミカンコミバエ種群が付着していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならないこととすること。

（二）　ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令第五条の定めるところにより、防除区域内に存在するかんきつ類等の生果実又はその容器包装のうちミカンコミバエ種群が付着し、又は付着していると認めるものについて、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととすること。